

令和 2 年 度

行政 監 査 報 告 書

松 江 市 監 査 委 員

監 第 213 号
令和3年3月19日

松 江 市 長 松 浦 正 敬 様
松江市議会議長 森 脇 幸 好 様
各 行 政 委 員 会 委 員 長 様

松江市監査委員 松 本 修 司
松江市監査委員 安 來 弘 喜
松江市監査委員 野 々 内 誠

行政監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第2項の規定に基づき令和2年度行政監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により提出します。

行政監査報告書

第1 監査のテーマ及び選定理由

1 監査のテーマ

「公園（都市公園、普通公園）の維持管理について」

2 選定理由

公園は、遊びや散歩、レクリエーションなど子どもから高齢者まで幅広い年齢の人たちが利用する憩いの場であるため、市民に憩いと安らぎを与え、安全な施設となるよう適正な維持管理が必要である。

このため、市が維持管理している公園（都市公園、普通公園）について、その管理が関係法令等に基づき適正かつ効率的に行われているか、また、市民にとって安全で快適な公園となっているかなどを検証し、今後の適正な維持管理に資することを目的とする。

第2 監査の対象

1 監査対象部局

歴史まちづくり部 公園緑地課

2 監査の対象範囲

市が維持管理している公園（都市公園、普通公園）に関する事項

第3 監査の期間

令和2年7月3日から令和3年2月25日まで

第4 監査の方法

公園緑地課から令和元年度の公園（都市公園、普通公園）の維持管理の実施状況について、関係書類の提出を求め、書類審査及び事情聴取を行った。また、抽出で市内公園35ヶ所の現地調査を行った。

第5 監査の着眼点

1 台帳管理等の事務処理について

- (1) 台帳は整備されているか。また、台帳の記載内容と遊具等の実態が一致しているか。
- (2) 行為許可等の事務処理は適正になされているか。

2 清掃について

- (1) 公園の清掃等は定期的になされているか。
- (2) 公衆トイレは清潔に管理されているか。

3 公園内施設等について

- (1) 遊具等の安全管理は適切になされているか。
- (2) 樹木は適切に管理されているか。

第6 公園の状況

本市では、令和2年3月31日現在で、都市公園153ヶ所、普通公園186ヶ所、農山漁村公園51ヶ所があり、その維持管理を行っている。

このような中で、昨年策定された「松江市みどりの基本計画」(2020～2029)において、今後の都市公園などの整備・管理については、人口の減少や少子高齢化社会に適応した既存の公園の再整備や再編、民間活力を導入した公園施設の維持管理など、公園の機能(環境維持・改善、防災性の向上、健康・レクリエーション空間の提供など)を引き出し、都市公園などを一層柔軟に使いこなしていくことが重要としている。

具体的には、都市公園などの整備・管理の取り組み(持続可能で魅力ある公園づくり)として、2つの大きな施策を掲げている。一つ目は、人口減少に対応した都市公園などの見直しであり、二つ目は、市民や民間事業者との共創・協働による管理・運営の推進である。そのための重点的な取り組みとして①都市公園等の公園機能の見直しと再編②公園の維持管理体制の強化③地域住民等による公園活性化の仕組みづくり④民間活力を導入した公園の利活用の4点の施策を優先して推進することとしている。

表1 現地調査公園一覧表

(現地調査 令和2年8月24日～8月31日)

番号	区分	公園名	所在地	遊具の有無	公衆トイレの有無
1	都市公園	松尾児童公園	松尾町字宇賀 691 番 1	○	○
2	都市公園	東津田沼都市緑地	東津田字根屋 1448 番 2	○	○
3	都市公園	沼児童公園	東津田町字沼 1216 番 1	○	○
4	都市公園	美月東児童公園	西津田八丁目 23 番 2	○	○
5	都市公園	美月西児童公園	西津田八丁目 7 番 6	○	○
6	都市公園	森脇児童公園	西津田三丁目 1483 番 1	○	○
7	都市公園	国尾公園	浜乃木七丁目 23 番	○	○
8	都市公園	下沢公園	上乃木九丁目 3259 番	○	○
9	都市公園	八幡児童公園	八幡町字角森 684 番 1	○	○
10	都市公園	城東都市緑地	米子町 8 番 36	○	○
11	都市公園	千鳥児童公園	中原町 331 番	○	○
12	都市公園	川口児童公園	学園一丁目 256 番	○	○
13	都市公園	菅田児童公園	菅田町 45 番 6	○	○
14	都市公園	橋本街区公園	西川津町 4127 番	○	○
15	都市公園	湍北台児童公園	湍北台 5 番	○	○
16	都市公園	照床児童公園	黒田町字宮山 551 番	○	○
17	都市公園	うぐいす台街区公園	うぐいす台 652 番 88	○	×
18	都市公園	比津が丘児童公園	比津が丘四丁目 3 番	○	○
19	都市公園	比津ヶ丘東児童公園	比津が丘三丁目 137 番	○	○
20	都市公園	朝日ヶ丘東街区公園	古曾志町 567 番 393	○	○
21	都市公園	竹崎児童公園	西持田町 362 番 2	○	○
22	都市公園	平成南街区公園	東持田町 345 番 1	○	○
23	都市公園	生馬ヶ丘北街区公園	東生馬町 38 番 280	○	○
24	都市公園	うぐいす公園	浜乃木六丁目 23 番	○	○
25	普通公園	松尾地区児童遊園地	栄町字元山 752 番 4	○	×

26	普通公園	伊勢宮児童遊園地	伊勢宮町字伊勢宮 525 番 1	○	×
27	普通公園	富原児童遊園地	古志原五丁目 1130 番 5	○	×
28	普通公園	東津田松原児童遊園地	東津田町字溜池 477 番 4 外	×	×
29	普通公園	八雲台児童遊園地	八雲台一丁目 1835 番 1	○	×
30	普通公園	外中原北区児童遊園地	外中原町 128 番 15	○	×
31	普通公園	城北児童遊園地	北堀町 35 番 15	○	×
32	普通公園	湍北台児童遊園地	湍北台 870 番 369	○	×
33	普通公園	菅田児童遊園地	菅田町字尺保 130 番 1	○	×
34	普通公園	西嫁島児童遊園地	西嫁島二丁目 36 番	×	×
35	普通公園	旭の森児童遊園地	福原町字京田 686 番	×	×

(注) ○は遊具、トイレ 有
 ×は遊具、トイレ 無

第 7 監査の結果

前述の着眼点に基づいて実施した監査の結果については、以下のとおりである。

1 台帳管理等の事務処理について

(1) 台帳は整備されているか。また、台帳の記載内容と遊具等の実態が一致しているか。

公園台帳については、整備されていることを確認したが、紙ベースでの管理となっている。その中で、公園台帳 1 枚目の遊戯施設の記載内容と 2 枚目以降の経過記録の遊具の記載内容との突合確認が難しく、現存の遊具の状況確認が困難になっている。

台帳で現状確認ができる状況に改善するためにも、現地確認を行ったうえで、データでの管理を実施されたい。

また、今回の監査では、公園台帳の記載内容を確認するため、市内 35 ヶ所の公園（都市公園 24 ヶ所、普通公園 11 ヶ所）を抽出し、公園台帳の記載内容と実際の遊具や公衆トイレとの実態調査をおこなった。一部の公園の遊具や公衆トイレについては、台帳上の修正が行われていなかったため適宜確認を行い、修正漏れのないよう取り組まされたい。

(2) 行為許可等の事務処理は適正になされているか。

公園の行為許可及び占用許可については、1 年間で、都市公園の行為許可 270 件、占用許可 163 件、また普通公園の行為許可 32 件、占用許可 24 件と数多くの申請を受け付けていた。その中で、申請様式と異なる様式での受付が確認されたので、今後は適正な様式での事務処理を行われたい。また、このような誤りを防ぐためにも、申請者が利用しやすい申請様式への見直しを検討されたい。

2 清掃について

(1) 公園の清掃等は定期的になされているか。

公園の除草等の維持管理については、大規模な公園では事業者への業務委託により清掃を実施している。

また、中小規模の 143 公園では、地域の住民組織等で組織される 99 団体の公園愛護団により年 2 回以上の除草が実施されている。また、企業等によるボランティア清掃も 22 公園、62 団体で行われている。

しかしながら、地域での高齢化の進展に伴い、今後は事業の継続的な実施に影響がでる可能性がある。そのような中で、地元管理が未対応の公園については、新規の公園愛護団の結成を呼びかける方向で取り組むこととしているので、課題はあるが、さらに積極的な取り組みを推進されたい。

(2) 公衆トイレは清潔に管理されているか。

公園内の公衆トイレについては、普通公園には、ほとんど設置されていないが、都市公園の約半分には設置されている。現地調査（35ヶ所抽出）の結果、多くの公園が和式の公衆トイレを中心に設置されていたが、一部の公園には多目的の公衆トイレや洋式の公衆トイレも設置されていた。多くの公衆トイレの管理が、1事業者に業務委託されており、公園の規模や利用状況により、月1回～8回程度の頻度で、清掃やトイレトペーパーの補充等の業務が行われている。

また、その他の公衆トイレについては、公園の利用団体や町内会等に管理を委託し、清潔な環境の保持に努めており、概ね適正に管理されていた。

3 公園内施設等について

(1) 遊具等の安全管理は適切になされているか。

公園の遊具については、職員により日常的な点検がなされているが、年1回、委託業者により点検が実施されている。この事業者から、遊具の状況の報告を受け、使用禁止措置や今後の更新計画策定の資料としている。今回、抽出による現地調査において、遊具の老朽化等により、多くの公園で使用禁止のテープが巻いてある遊具が確認された。

長寿化対策による遊具の更新計画があり、年度毎に更新がなされているが、長期間放置されたままであるのは好ましい状態とは言えないので、予算を確保し、早急に撤去を行う等の対応を実施されたい。

(2) 樹木は適切に管理されているか。

樹木の管理については、大規模な公園については、地域ごとに業者や団体に委託されており、適切な管理が行われている。また、危険木の対応についても定期的に処理されている。公園管理の職員により、植栽管理の対応も行われているとのことなので、引き続き、適切な管理に取り組まされたい。

4 総括意見

公園台帳については、台帳で公園の状況が確認できるよう事務の見直しが必要である。このためにも、公園台帳のデータ化を実施されたい。

公園の行為許可や占用許可の事務処理については、概ね適正に行われていたが、一部申請書類の様式に誤りがあった。公園の種類による行為許可や、占用許可の違いによる申請書類の誤りを防ぐためにも、簡易な申請様式に見直しをされたい。

公園の清掃等の維持管理については、大規模な公園では業務委託により実施されているが、約4割の公園では、公園愛護団による除草が行われており、残りの公園についても業務委託等により、概ね適正に管理されていた。また、年次目標を掲げて公園愛護団を増やす計画があるので、目標達成に向けて、引き続き取り組まされたい。

公衆トイレの清掃については、多くの公園を一括で1事業者に業務を委託し、点在する周辺の公衆トイレについては、町内会や公園利用の各団体等と連携して実施しており、清潔な環境が確保されている。このような中で、令和2年3月に「松江市公衆トイレの整備計画」が策定され、

総括的な整備方法や管理体制を定めた整備方針を作成し、利用しやすい公衆トイレの環境改善に向け取り組むこととしている。今年度から具体的な整備が始まっているので、一元的な公衆トイレの整備や管理について、計画的に取り組を進められたい。

遊具等の安全管理については、職員による日常点検の他に、年1回、委託業者による点検が行われている。この報告に基づき、当面の使用禁止措置や次年度以降の撤去又は改修整備等の対応が行われている。このような中で、今回実施した一部抽出の現地調査においては、使用禁止状態の遊具が多数確認された。また、担当課に確認したところ、全体で約1割の遊具について使用が禁止されているとのことであった。使用禁止の遊具が数多く存在することは、公園利用者の利便性を損ねるだけでなく、公園のイメージの悪化にもつながる恐れがあるので、早急な取り組みが必要である。

樹木の管理については、大規模な公園では、地域ごとに事業者による管理が実施されている。その他の小規模の公園では、業務委託や職員の巡回点検、地域住民の報告等で、伐採等により環境の改善が図られている。良好な環境が確保されるよう、引き続き努められたい。

最後に、本市では、令和元年度に「松江市みどりの基本計画」(2020-2029)を策定された。この計画に基づき、順次各種の取り組みを実施することとしているので、計画的に公園の整備や管理に取り組まれることを望むものである。